⑵　特別特定共同住宅等建築主の指定に係る基準となる、前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数を二千戸とする。（第六条第二項関係）

⑶　特別特定一戸建て住宅建設工事業者の指定に係る基準となる、前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数を二千戸とする。（第八条第一項関係）

⑷　特別特定共同住宅等建設工事業者の指定に係る基準となる、前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数を一万五千戸とする。（第八条第二項関係）

2　その他

その他所要の改正を行う。

3　施行期日

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百九十三号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十一月三十日とする。

◇情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二百九十四号）（金融庁）

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十一月三十日とする。

◇外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百九十五号）（財務省）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号）の施行期日は、令和九年一月四日とする。

◇外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二百九十六号）（財務省）

第1　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部改正

1　銀行等の確認義務に関する事項

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十号。以下「改正法」という。）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「新法」という。）第十七条第一号及び第二号において、銀行等の確認義務から除く支払等を追加したことに伴い、当該支払等の内容を定める。（第七条第一項、第二項関係）

2　その他

その他所要の規定の整備を行う。

第2　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号。以下「直投令」という。）の一部改正

1　対内直接投資等の定義に関する事項

⑴　新法第二十六条第一項第三号に掲げる外国投資家について、他の会社を通じて間接に保有される議決権の数に含まれる範囲の適正化を行う。（第二条第一項関係）

⑵　新法第二十六条第二項第九号及び第十号において、本邦企業の株式等を一定以上所有している海外法人等の議決権の取得等を対内直接投資等として規制対象に加えたことに伴い、これらの号に規定する行為に係る事項を定めるとともに、同項第十一号に基づき同項第九号及び第十号に規定する行為に準ずる行為等を定める。（第二条第十六項～第二十五項関係）

⑶　新法第二十六条第四項に規定する「密接関係者」について、その範囲の適正化を行う。（第二条第二十八項関係）

2　対内直接投資等及び特定取得の届出に関する事項

⑴　1⑵の対内直接投資等の定義の見直し等に伴い、相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して事前届出等を不要とする対内直接投資等の範囲を見直す。（第三条第一項関係）

⑵　1⑵の対内直接投資等の定義の見直し等に伴い、事前届出の対象となる対内直接投資等の範囲を見直す。また、事前届出の対象となる対内直接投資等及び特定取得として、特定の技術又は情報を保有する法人を追加する。（第三条第二項、第四条第二項関係）

⑶　新法第二十七条の三において、禁止期間中の国の安全等に係る措置に関する自発的な修正の届出に関する規定を設けたことに伴い、当該届出に係る手続を定める。（第三条の三関係）

⑷　新法第二十七条の四において、禁止期間満了後の国の安全等に係る措置に関する変更の届出に関する規定を設けたことに伴い、当該届出に係る手続を定める。（第三条の四関係）

⑸　新法第二十八条の三において、禁止期間中の国の安全に係る措置に関する自発的な修正の届出に関する規定を設けたことに伴い、当該届出に係る手続を定める。（第四条の四関係）

⑹　新法第二十八条の四において、禁止期間満了後の国の安全に係る措置に関する変更の届出に関する規定を設けたことに伴い、当該届出に係る手続を定める。（第四条の五関係）

3　外国投資家のみなし規定に関する事項

新法第二十七条第十四項等において、外国投資家以外の者を外国投資家とみなすものとして、契約等に基づき行われるものや、非居住者等と特別の関係にある者により行われるものを規定したことに伴い、その詳細を定める。（第三条第十九項～第二十一項、第三条の二第六項～第八項、第四条第十二項～第十四項、第四条の三第五項～第七項、第四条の八第十項～第十二項、第六条の三第四項～第六項関係）

4　事前届出の対象でない対内直接投資等及び特定取得に対する報告徴収等に関する事項

新法第二十九条の二において、事前届出の対象でない対内直接投資等又は特定取得であって、国際情勢の変化その他の事由により国の安全の観点から特に必要があると認めるものに係る報告徴収、勧告、命令等に関する規定を設けたことに伴い、対象となる対内直接投資等又は特定取得や関係する手続を定める。（第四条の八関係）

5　その他

その他所要の規定の整備を行う。

第3　その他関係政令の一部改正

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）について、所要の規定の整理を行う。（別表第二関係）

第4　施行期日

この政令は、一部を除き、改正法の施行の日（令和九年一月四日）から施行する。（附則第一条関係）

第5　適用期日

この政令による改正後の直投令の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に行う対内直接投資等又は特定取得について適用する。（附則第二条関係）

◇お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百九十七号）（総務省）

1　寄附金付郵便葉書等に付加される寄附金の配分を受けるための申請の手続における意見書の添付を不要とする。（第二条第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）